

政令 第三十六号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日は、平成二十四年二月二十三日とする。